

令和2年度(2020年度)

指定障害福祉サービス事業自己点検表

事業所名	チャレンジめいとくの里
経営主体	社会福祉法人 明徳会
事業種別	障害者支援施設

管理者氏名	平川 貞俊
サービス管理責任者氏名	園田 英樹
点検担当者 職・氏名	サービス管理責任者 園田英樹
法令遵守責任者 職・氏名	施設長 平川貞俊

【記入要領】

- 1 本表は、各事項について自己点検を行い、その結果を「確認結果」欄の該当項目を○で囲むこと。
- 2 該当しない事項、又は前年度事例がない場合は、「確認結果」欄を＝(見え消し)で消すこと。
- 3 期日の指定がない事項については、前年度又は本表提出時直近の状況について記入すること。
- 4 「関係書類」欄の書類については、監査資料として事前に提出するものを除き、監査当日に準備しておくこと。
- 5 根拠法令等(略称)

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| (1) 法 | : | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律123号） |
| (2) 施行規則 | : | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号) |
| (3) 施行令 | : | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月25日厚労令10号) |
| (4) 指定基準 | : | 熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第97号) |
| (5) 指定基準通達 | : | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号) |
| (6) 平18厚告523号
費用基準 | : | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚労告523号) |
| (7)費用基準通達 | : | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発1031001号) |
| (8) 平18厚告539号 | : | 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年9月29日厚労告539号) |
| (9) 平18厚告540号 | : | 厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成18年9月29日厚労告540号) |
| (10) 平18厚告545号 | : | 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年9月29日厚労告545号) |
| (11)平18厚告550号 | : | 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合(平成18年9月29日厚労告550号) |
| (12)平18厚告551号 | : | 厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年9月29日厚労告551号) |
| (13)平18厚告556号 | : | 厚生労働大臣が定める者(平成18年9月29日厚労告556号) |

- 6 「点検内容等」の欄が不足するときは、別葉に記載して添付すること。

【 目 次 】

第1	基本方針		1
第2	人員に関する基準		1
第3	設備に関する基準		6
第4	運営に関する基準		8
第5	変更の届出等		21
第6	業務管理体制の整備等		21

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
第1 基本方針	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。 また、意思確認が困難な入所者については、成年後見制度の導入を検討しているか。 (3) 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する措置を講ずるよう努めているか。	いる いる いる	いない いない いない		
第2 人員に関する基準					
1 従業員の員数	指定障害者支援施設等に置く従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。				
(1) 生活介護	生活介護を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	いる	いない		
① 医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。	いる	いない		
② 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われているもの)ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数となっているか。 (ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上 (イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 (ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上	いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
② 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。	いる	いない		
	ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者の数に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他機能訓練指導員として置いているか。	いる	いない		
	エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。	いる	いない		
③サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	いる	いない		
(2)自立訓練(機能訓練)	自立訓練(機能訓練)を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。				
①看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	いる	いない		
	イ 看護職員の数は、1以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。	いる	いない		
	ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上となっているか。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他機能訓練指導員として置いているか。	いる	いない		
	エ 生活支援員の数は、1以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。	いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
(2) 自立訓練(機能訓練)					
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	○ いる	いない		
③ 訪問による自立訓練(機能訓練)	指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	○ いる	いない		
(3) 自立訓練(生活訓練)	自立訓練(生活訓練)を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。				
① 生活支援員(看護職員)	ア 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 イ 健康上の管理等の必要のある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、アに代えて、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 この場合において、生活支援員及び看護職員の数はそれぞれ1以上とする。	○ いる	いない		
		いる	いない		
	ウ 生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。	○ いる	いない		
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を越えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	○ いる	いない		
③ 訪問による自立訓練(生活訓練)	指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を行う場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	○ いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
(4) 就労移行支援	就労移行支援を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。				
① 職業指導員及び生活支援員	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 イ 職業指導員の数は1以上となっているか。 ウ 生活支援員の数は1以上となっているか。 エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。	いる	いない		
② 就労支援員	ア 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上 イ 就労支援員のうち、1人以上は、常勤となっているか。	いる	いない		
③ サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を越えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	いる	いない		
④ 施設外就労	施設外就労を実施している場合は、ユニット毎の利用者数に応じ、常勤換算方法に基づく生活支援員及び職業指導員を配置しているか。また、施設外就労以外の利用者の数に応じた生活支援員及び職業指導員を配置しているか。	いる	いない		
(5) 就労継続支援B型	就労継続支援B型を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。				
① 職業指導員及び生活支援員	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。 イ 職業指導員の数は1以上となっているか。 ウ 生活支援員の数は1以上となっているか。 エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。	いる	いない		
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を越えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
(6)施設入所支援	施設入所支援を行うために置く従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。				
① 生活支援員	施設入所支援の単位(施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの)ごとに、それぞれア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ただし、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」の四に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。 ア 利用者の数が60人以下 1以上 イ 利用者の数が61人以上 1に利用者の数が60を越えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	いる	いない		
② サービス管理責任者	当該指定障害者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。	いる	いない		
(7)利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数(例:利用定員の9割)により算定されているか。	いる	いない		
(8)職務の専従	1に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者となっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	いる	いない		
(9)障害児入所施設等の指定を受けた事業所等の特例	指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設の基準を満たすことをもって、第2の基準を満たしているものとみなすことができる。	いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
第3	2 複数の昼間実施サービスを行う場合の特例	いる	いない		
	(1) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20名未満である場合には、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (2) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、サービス管理責任者の数を、次の①及び②に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」で定めるものの利用者の数の区分に応じ、配置すべきサービス管理責任者を配置しているか。また、1人以上は常勤になっているか。 ① 利用者の数の合計が60人以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61人以上 1に、利用者の数の合計が60を越えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	いる	いない		
	3 従たる事業所を設置する場合の特例	いる	いない		
	設備に関する基準				
第3	1 設備 (1)設備	いる	いない		
	(2)設備の基準				
	① 訓練・作業室	いる	いない		
	② 居室	いる いない	いない いる		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
② 居室	ウ 利用者1人の床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とされているか。 （平成18年10月1日時点で現に存する旧法指定施設から転換する場合は、6.6平方メートル以上とする） （平成18年10月1日時点で現に存する精神障害者生活訓練施設から転換する場合は、4.4平方メートル以上とする） （平成15年4月1日時点で現に存する旧法指定施設から転換する場合は、3.3平方メートル以上とする） （平成24年4月1日時点で現に存する旧指定知的障害児施設等から転換する場合は、4.95平方メートル以上とする） エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 オ ー以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に応じて直接面して設けているか。 カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を設けているか。 キ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 （平成18年10月1日時点で現に存する旧法指定施設から転換する場合は、当分の間設けないことができる） （平成24年4月1日時点で現に存する旧指定知的障害児施設等から転換する場合は、当分の間設けないことができる。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。）	いる	いない		
③ 食堂	ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。 イ 必要な備品を備えているか。	いる	いない		
④ 浴室	利用者の特性に応じたものとなっているか。	いる	いない		
⑤ 洗面所	ア 居室のある階ごとに設けられているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。	いる	いない		
⑥ 便所	ア 居室のある階ごとに設けられているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。	いる	いない		
⑦ 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	いる	いない		
⑧ 廊下幅	ア 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下幅は1.8メートル以上とされているか。 （平成18年10月1日に現に存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設から移行する場合は、1.35メートル以上） （平成18年10月1日に現に存する精神障害者生活訓練施設から移行する場合は、当分の間適用しない） （平成15年4月1日に現に存する旧法指定施設から移行する場合は、当分の間適用しない） （平成24年4月1日に現に存する旧知的障害児施設等から移行する場合は、当分の間適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。） イ 利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないか。	いる	いない		
		ない	ある		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
(3)認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の特例	認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有するか。	する	しない		
(4)障害児入所施設等の指定を受けた事業所等の特例	指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設の基準を満たすことをもって、第3の基準を満たしているものとみなすことができる。				
第4 運営に関する基準					
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について、当該利用申込者の同意を得ているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	いる	いない		
2 契約支給量の報告等	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量、その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	いる	いない		
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	いない	いる		
	(3) 指定障害者支援施設等は施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	いる	いない		
3 提供拒否の禁止	指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。	いない	いる		
4 連絡調整に対する協力	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
5 サービス提供困難時の対応	(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練(機能訓練)事業者、指定自立訓練(生活訓練)事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	○いる	○いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	○いる	○いない		
6 受給資格の確認	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	○いる	○いない		
7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるような必要な援助を行っているか。	○いる	○いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	○いる	○いない		
8 心身の状況等の把握	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	○いる	○いない		
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との密接な連携に努めているか。	○いる	○いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	○いる	○いない		
10 身分を証する書類の携行	指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨指導しているか。	○いる	○いない		
11 サービスの提供の記録	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか(ただし、施設入所支援を受けている者に対しては、後日一括して記録することでも差し支えない)。	○いる	○いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、(1)の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。	○いる	○いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
12 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等並びに預かり金管理の適正化	(1) 指定障害者支援施設等が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払いを求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。（介護給付費・訓練等給付費の利用者負担額は除く）	○いる ○いる	いない いない		
13 利用者負担額等の受領	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担金の支払いを受けているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービス等費用負担額の支払いを受けているか。 (3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の支払いを受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払いを受けているか。 ① 生活介護を行う場合(ア～エ) ア 食事の提供に要する費用 (ア) 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 (イ) 障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者の所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 イ 創作的活動に係る材料費 ウ 日用品費 エ ア～ウ以外で生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 ② 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合(ア～ウ) ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ ア・イ以外でサービス提供の便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。	○いる ○いる ○いる ○いる ○いる	いない いない いない いない いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
13 利用者負担額等の受領	③ 施設入所支援を行う場合(ア～オ) ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費(補足給付が支給されている利用者にあっては、施行令第21条第1項第1号に規定する食事等の費用基準額)(補足給付が利用者の代わりに当該指定障害者支援施設に支払われた場合には、食費等の負担限度額を限度とする) イ 平成18年厚労告第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に関する基準」に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用(国若しくは地方公共団体の負担又は補助で建築、買収、改造されたものは除く)。 ウ 被服費 エ 日用品費 オ ア～エ以外でサービス提供の便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。	いる	いない		
	(4) 指定障害者支援施設等は、(1)～(3)までに掲げる費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対して交付しているか。	いる	いない		
	(5) 指定障害者支援施設等は、(3)の費用に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。	いる	いない		
14 利用者負担額の管理	(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者(施設入所支援を受ける者に限る)が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定障害者施設施設等は、利用者負担合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者(施設入所支援を受けている者を除く)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	いる	いない		
15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知	(1) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
16 施設障害福祉サービスの取扱方針	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	○ いる	○ いない		
	(2) 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	○ いる	○ いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	○ いる	○ いない		
17 施設障害福祉サービス計画の作成等	(1) 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(施設障害福祉サービス計画)の作成に関する業務を担当させているか。	○ いる	○ いない		
	(2) サービス管理責任者は施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討しているか。	○ いる	○ いない		
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	○ いる	○ いない		
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及び達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項を記載した施設障害福祉サービスの原案を作成しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。	○ いる	○ いない		
	(5) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。	○ いる	○ いない		
	(6) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	○ いる	○ いない		
	(7) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画書を利用者に交付しているか。	○ いる	○ いない		
	(8) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援にあっては、少なくとも3月に1回以上)、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。	○ いる	○ いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
17 施設障害福祉サービス計画の作成等	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	いる	いない		
	(10) 施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	いる	いない		
18 サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込書の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	いる	いない		
19 相談等	(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。	いる	いない		
20 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な支援をもって行っているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をしているか。	いる	いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っているか。	いる	いない		
	(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替えているか。	いる	いない		
	(5) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。	いる	いない		
	(6) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。	いる			
	(7) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	いない	いる		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
21 訓練	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	いる	いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。	いる	いない		
	(4) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者に負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	いる	いない		
22 生産活動	(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うように努めているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に加重な負担とならないように配慮しているか。	いる	いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行っているか。	いる	いない		
	(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	いる	いない		
23 工賃の支払	(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額が三千円を下回っていないか。	いる	いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。	いる	いない		
	(4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しているか。	いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
24 実習の実施	(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習先の受入先を確保しているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習先の受入先の確保に努めているか。 (3) 指定障害者支援施設等は、実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	いる いる いる	いない いない いない		
25 求職活動の支援等の実施	(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者行う求職活動を支援しているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。 (3) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	いる いる いる	いない いない いない		
26 施設外支援	指定障害者支援施設等は、就労移行支援において、施設外支援を行う場合には、施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を事前に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）し、提供期間中は対象者や実習先事業者からサービス状況を聞き取り日報を作成しているか。 緊急時の措置はできているか。 なお、施設外でのサービス提供時間は、年180日を限度としており、その範囲内であるか。	いる	いない		
27 施設外就労	(1) 指定障害者支援施設は、就労移行支援において施設外就労を行う場合は、施設外就労の規則を定めるとともに、施設外就労を含めた個別支援計画を作成しているか。 (2) 施設外就労先の企業とは、請負契約を締結しているか。 (3) 作業内容は企業から直接利用者に伝達するのではなく、直接処遇職員が対応しているか。 (4) 施設外就労に係る実績は報酬請求時に市町村に提出されているか。 (5) 利用定員は、施設外就労により就労している者と同数以内の人員の範囲内で増分となっているか。 (6) ユニット別に配置する直接処遇職員は適切に配置されているか。	いる	いない		
28 職場への定着のための支援の実施	(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	いる いる	いない いない		
29 就職状況の報告	指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他就職に関する状況を、都道府県等に報告しているか。	いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
30 食事	(1) 指定障害者支援施設等(施設入所支援のみ)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。	いない	いる	管理栄養士常勤1人	
	(2) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、予め、利用者に対してその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。	いる	いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がい者の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	いる	いない		
	(4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	いる	いない		
	(5) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法等について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	いる	いない		
31 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	いる	いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	いる	いない		
32 健康管理	(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。	いる	いない		
33 緊急時等の対応	従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	いる	いない		
34 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い	指定障害者施設施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用できるようにしているか。	いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
35 給付金として支払を受けた金銭の管理	指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 ① 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。）をその他の財産と区分すること。 ② 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 ③ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 ④ 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。	○ いる	○ いない		
36 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	○ いる	○ いない		
37 管理者による管理等	(1) 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。 （ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる）。 (2) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 (3) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者に、指定基準上の内容を遵守させるための必要な指揮命令を行っているか。	○ いる	○ いない		
38 運営規程	指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針 ② 提供する施設障害福祉サービスの種類 ③ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 ⑤ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 ⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 ⑧ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬ その他運営に関する重要事項	○ いる	○ いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
39 勤務体制の確保等	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。	○いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業員によって施設障害福祉サービス提供しているか(ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない)	○いる	いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	○いる	いない		
40 定員の遵守	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか(弾力運用の範囲であれば差し支えない。また、措置者は定員の範囲外での受入でよい)。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	○いる	いない		
41 非常災害対策	(1) 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	○いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	○いる	いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、(2)の計画について、当該指定障害者支援施設等の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定障害者支援施設等の見やすい場所に掲示しているか。	いる	いない	○	
	(4) 指定障害者支援施設等は、非常災害時における他の社会福祉施設等の連携及び協力の体制の整備及び非常食料、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備に努めているか。	○いる	いない		
	(5) 指定障害者支援施設等は、非常災害時における他の社会福祉施設等の連携及び協力の体制の整備及び非常食料、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備に努めているか。	○いる	いない		
42 衛生管理等	(1) 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めているか。	○いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	○いる	いない		
43 協力医療機関	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	○いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	○いる	いない		
44 掲示	指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	○いる	いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
45 身体拘束等の禁止	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。	いない	いる		
	(2) 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	いる	いない		
46 秘密保持等	(1) 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	いない	いる		
	(2) 指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	いる	いない		
	(3) 指定障害者施設施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	いる	いない		
47 情報の提供等	(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	いない	いる		
47 情報の提供等	(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めているか。	いる	いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	いない	いる		
48 利益供与等の禁止	(1) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	いない	いる		
	(2) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	いない	いる		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
49 苦情解決	(1) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 また、その窓口等の設置について、利用者等にわかりやすく明示しているか。	○ いる	○ いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	○ いる	○ いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び法第48条第1項の規定により市町村や県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村や県が行う調査に協力するとともに、市町村や県から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	○ いる	○ いない		
	(4) 指定障害者支援施設等は、都道府県又は市町村から求めがあった場合は、(3)の改善の内容を報告しているか。	○ いる	○ いない		
	(5) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	○ いる	○ いない		
50 地域との連携等	指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	○ いる	○ いない		
51 事故発生時の対応	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	○ いる	○ いない		
	(2) 指定障害者支援施設等は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	○ いる	○ いない		
	(3) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。	○ いる	○ いない		
52 会計の区分	(1) 指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	○ いる	○ いない		
	(2) 就労移行支援事業、就労継続支援事業を行う場合は、各事業ごとの会計は、就労支援事業会計処理基準に従い処理されているか。	○ いる	○ いない		

事項	点検内容等	確認結果		関係書類等	確認
		適	不適		
53 記録の整備	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定指定障害者支援施設等は、次に掲げる記録に対し、提供した日から5年間保存しているか。 ① 身体拘束等の記録 ② 苦情の内容等の記録 ③ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ④ サービスの提供の記録 ⑤ 市町村への通知に係る記録 ⑥ 施設障害福祉サービス計画 ⑦ 従業者の勤務の体制についての記録 ⑧ 介護給付費若しくは特例介護給付費又は自立支援医療費を請求するために審査支払機関に提出した資料	いる	いない		
54 暴力団員等の排除	指定指定障害者支援施設等の管理者その他これに準ずる者(いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定指定障害者支援施設等の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者)は暴力団員ではないか。 また、指定指定障害者支援施設等の事業活動に支配的な影響力を有するものが暴力団員ではないか。	いる	いない		
第5 変更の届出等	指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の26に定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。	いる	いない		
第6 業務管理体制の整備等	(1) 指定事業者等は、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(法令遵守責任者)を選任しているか。 ・指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者は、責任者の選任に加え、業務が法令に適合するための規程の整備が必要。 ・指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者は、責任者の選任及び業務が法令に適合するための規程の整備に加え、業務執行状況に関する定期的な監査が必要。 (2) 指定事業者等は、以下に掲げる事項を市町村に届け出ているか。 ① 指定事業者等の名称及び所在地、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ② 法令遵守責任者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(事業所数が20以上の場合のみ) ④ 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所数が100以上の場合のみ) (3) 指定事業者等は、前項により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく市町村に届け出ているか。	いる	いない		
第7 情報公表について	指定事業者等は、障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)で、毎年度情報公表対象サービス等情報を報告しているか。	いる (令和2年6月 日報告済み)	いない		
第8 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について	① 事業所所在地が浸水想定区域または土砂災害警戒区域に位置するかを熊本市統合型ハザードマップで確認しているか。 ② 上記①で該当となった事業所について、避難確保計画の作成をしているか。	いる (該当・非該当)	いない		
		いる	いない		